

## <手続きの流れ>

### ①指定工事店へ 貸付利用を伝える

指定工事店へ工事を発注するときに、貸付希望と伝えてください。

### ②市へ貸付金を 申請する

指定工事店が皆さまに代わって手続きをしますので、  
必要書類①、③～⑨（⑨は必要な場合のみ）を渡してください。

### ③承認通知書を 受け取る

市の審査で貸付が決定すれば、  
申請者に「水洗便所改造資金貸付承認通知書」が交付されます。

### ④金融機関へ口座振替 依頼書を提出する

必要書類⑩、通帳、届印を持参し、金融機関で手続きをしてください。

### ⑤市から貸付金が 振り込まれる

工事が完了し、検査に合格すれば申請人の口座に貸付金が  
振り込まれます。

### ⑥貸付金の返済

貸付金が振り込まれた翌々月から返済が始まります。

## <必要書類>

### ①水洗便所改造資金借受申請書

②排水設備等工事調書 ..... 指定工事店が記入します。

③水洗便所改造資金借用証書 ..... 借用金額に応じた収入印紙を貼ってください。

### ④水洗便所改造資金貸付金請求書

⑤財産調査同意書 ..... 申請人・連帯保証人、両方共必要です。

⑥課税証明書 ..... 申請人・連帯保証人、両方共必要です。

⑦納税証明書 ..... 指定工事店に渡すときは、封筒に入れて封をして  
ください。

⑧印鑑登録証明書 ..... 申請人と連帯保証人の住所が同じ場合、  
申請人・連帯保証人、両方共必要です。

### ⑨世帯主が記載された住民票抄本

申請人と連帯保証人の住所が同じ場合、

申請人・連帯保証人、両方共必要です。

### ⑩権原市水洗便所改造資金貸付償還金預金口座振替依頼書

※①、③～⑤、⑩の用紙は指定工事店から受け取ってください。

権原市ホームページからも印刷できます。

希望される場合は、指定工事店を通じて申し込んでください。